

米国関連資料

どのような場合に均等論が適用されるのかに関し、
改めて確認された最近の CAFC 判例

2019年06月24日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国において均等論に基づく判決の件数は年々少なくなっており、その割合は、2000 年度以降、減少の一途を辿りつつあります。具体的には、**2000** 年度には全判決の約 **40%**が均等論に基づく判決でしたが、その後、減少していき、**2016** 年度には全判決の **10%**に満たない状況にあります。

例えば、2017 年度における均等論に基づく代表的な判決として、以下の CAFC 判例を挙げることができます。

- ① *Mylan Institutional v. Aurobindo Pharma*, No. 2017-1645 (Fed. Cir. May 19, 2017)
- ② *Enzo Biochem v. Applera Corp.*, No. 2016-1881 (Fed. Cir. August 2, 2017; non-precedential)

連邦最高裁判所は、判例において、次の(a)と(b)の二つのテストにより、均等論に基づく侵害の成否を判断しています。

- (a) "Function-Way-Result" (FWR) test — 被疑侵害品が、実質的に同じ機能を果たし、実質的に同じ方法で、実質的に同じ結果を得るものであるか否か。
- (b) "Insubstantial Differences" test — 被疑侵害品／プロセスが、特許されたものとは実質的に異なるか否か。

どのような場合に均等論が適用されるのかに関し、改めて確認された最近の CAFC 判例について、以下に詳細に説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。